

令和7年度 第5回国分寺市介護保険運営協議会 会議録

令和8年3月3日(火)
午後6時30分～7時10分
会議室401

協議会次第

- 1 開会
 - ① 事務連絡
 - ② 特別の事由に基づく介護保険料の減免に係る介護保険条例の改正について
(諮問) (資料1)
- 2 議題
 - ① 国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について (資料2)
 - ② 令和7年度国分寺市介護保険運営協議会活動報告書(案)について
(資料3)
 - ③ 令和8年度国分寺市介護保険運営協議会活動計画書(案)について
(資料4)
- 3 報告
 - ① 隣接市の地域密着型サービス事業所の指定について (資料5)
 - ② その他
- 4 閉会

出席者等(敬称略)

会 長…… 橋本 正明
副会長…… 山口 光治
委 員…… 岡部 正行、干場 薫、青木 千佳子、横田 剛一、北山 奈穂子、
鈴木 さおり、八木 亜希子、清水 桂司、石川 眞澄、小川 恵一郎、
奥山 尚、加地 裕武、富井 友子
事務局…… 福祉部長(玉井)、高齢福祉課長(荒田)、計画・事業推進係長(清水)、
介護保険係長(木田)、介護保険担当係長(山田)、計画・事業推進係(野
崎・中濱)

1 開会

① 事務連絡

② 特別の事由に基づく介護保険料の減免に係る介護保険条例の改正について（諮問）

橋本 会長… 議案に入る前に、特別の事由に基づく介護保険料の減免に関する介護保険条例の改正についての諮問を国分寺市長からいただいております。事務局御説明いただけますでしょうか。

荒田 課長… 事務局、高齢福祉課長の荒田でございます。諮問について御説明いたします。国分寺市介護保険条例第39条第1項の規定により、本協議会は市長からの諮問に対して、その諮問事項を調査審議し、その結果を答申することとなっております。お手元の資料1を御覧ください。今回は厚生労働省の通知を受け、諮問第3号として特別の事由に基づく介護保険料の減免に係る介護保険条例の改正についてお諮りいたします。詳しい説明はこの後の議題①「国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について」にて御説明いたします。

橋本 会長… それでは、市長の方から諮問いただいておりますので御説明お願いいたします。

玉井 部長… 諮問第3号、令和8年2月20日、国分寺市介護保険運営協議会会長殿。国分寺市長丸山哲平。特別の事由に基づく介護保険料の減免に係る介護保険条例の改正について諮問いたします。特別の事由に基づく介護保険料の減免に係る介護保険条例の改正について、国分寺市介護保険条例第39条第1項の規定に基づき、下記事項について諮問いたします。原則申請に基づく介護保険料の減免について、市長が特に必要であると認める場合に限り、本人の個別申請によらず、介護保険料の減免を適用させること。

以上、代読でございます。どうぞよろしくお祈りいたします。

2 議題

① 国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について

橋本 会長… 諮問は、以上の通りでございます。今の御説明にありましたように、国からの指導に対して条例に追加するということでもあります。減免についてですので、このことは基本的には被保険者の方の不利益にならないようにということの処理であります。それでは、御説明をいただきまして、事務局において答申案を作成しておりますので、示していただきます。

荒田 課長… はい。事務局でございます。先に資料2と資料2-1、2-2に基づいて説明いたします。諮問の部分の前に、前回の運営協議会で介護保険条例の一部改正について報告させていただいておりますので、その改正内容の一部に保険料の部分がございました。それに続いての改正になりまして、関係する部分がございまして、改めて、前回御報告した内容も含めて説明させていただきたいと存じます。

資料2を御覧ください。項番1と2がありますけれども、1番の部分が主に前回報告した内容で、こちらに関しては条例改正の手続きを進めている部分なのでございますけれども、2番の部分が今回改めて、運営協議会にお諮りしたい部分でございます。

1番の部分、以前に報告した部分を詳しく説明しますと、資料2-1が国からの通知で、政令を改正したものを報告しましたというような内容なのでございますけれども、この通知に基づいて、対応している部分でございます。ここの部分について資料2の項番1のところ、簡単に説明させていただきますが、こちらは令和7年度に税制改正がされました。こちらは給与所得控除を引き上げるといった改正です。介護保険料を算定するときは、住民税が課税か非課税か。また、住民税の算定の途中の過程で

出てきます合計所得という所得の金額などを算定に用いております。この算定にこの税制改正が影響してくるということになります。収入が変わらなくても、給与の所得、給与の収入については控除が変わりますので、同じ収入であっても所得が低くなるというような税制改正です。そのまま算定すると、保険料の段階が今までより下がる場合がある。所得が減ることが考えられますので、所得段階が低くなるということがあります。ただ、介護保険料というのは3年度の計画に、その間では同じ算定の仕方、今までも算定してきておりまして、3年間の計画の中で給付を見込んで、それに割り当てられるような保険料の価格として算定をしていますので、3年度の中で保険料が変動してしまうと、保険者の運営というところが難しくなってくる部分もあります。国の方でその影響を考えて、政令を改正して、来年度、この9期の期間が来年度までですけれども、令和8年度までは今までと同じような算定の仕方、この税制改正が影響しないような算定の仕方をするというような考え方で政令改正がされました。市の方でも、それに基づいて条例改正が必要で、国の考え方に基づいた算定方法、所得控除引き上げの影響がない形で算定をするというような条例改正をしっかりとすることで前回報告させていただいているものでございます。このような考え方が昨年、国から出されていたところですが、それについてまた新たに、それに加えて改正が必要な部分が出て参りました。今回諮問をしたい部分については具体的に申し上げますと、資料2の最後の部分に条例改正案がありますけれども、ここの保険料の減免の部分について改正したいというものでございます。介護保険条例第34条第1項が現行ですと、「市長は保険料の納付義務者が前条第1項各号のいずれかに該当する場合であって、そのものから保険料を徴収することが適当でないとき、当該納付義務者の申請によりその保険料を減免することができる」という減免の規定がございます。こちらは必ず、納付義務者が申請をすることによって初めて減免をすることができるというような条例になっています。こちらを今までの規定に加えまして、下の改正後の部分に、ただし書きを加えたいというものでございます。「ただし市長は特に必要があると認めるときは、当該納付義務者の申請によらずにその保険料を減免することができる」という文言を加えたいというものでございます。こちらは申請によらなくても、市で持っている情報で分かる場合は、申請がなくても保険料を減免することができるという条例改正をしたいというものです。

この改正がなぜ必要になったかということをお説明します。1月9日に、国から通知が来まして新しく考え方が示されました。それが資料2-2でございます。この1月9日の通知の記の2番、前年度非課税者に係る特例減免について、ここの部分が新しく考え方が示されまして、こちらについては、市町村の判断で、条例などで定めて減免をすることができるという内容になっております。こちらについては、資料2の項番2でまとめているのですが、先ほど申し上げたように、基本的には、今回の税制改正、給与所得控除が上がったことが影響しないように保険料を算定しますというような改正をしています。ただし、住民税がもともと非課税の人で給与の収入があった人が、給与控除が上がるということで、少し働くのを増やして、給与の収入が増えた人が、住民税の計算上は引き続き非課税になるのですが、先ほど言った改正ですと、その方が介護保険料については課税扱いになってしまうということが発

生します。その方については引き続き非課税と算定をして、元の所得段階のままで抑えることができますというようなことをやってもいいですよ、ということが国の通知でございます。それもシステムで算定できるときは、本人の申請によらなくても、実施することが可能ですよという通知が1月9日にされました。それで市の担当の方で検討させていただいた結果、国の通知に基づいて市は減免をまずしたいということと、本人の申請によらなくても、減免をできるような形にしたいということで条例改正をいたしたいというものでございます。また、今説明したような保険料の算定については、令和8年度に限るもの、9期の期間中だけのものなのですが、今後も同じように、こういった事態が発生した際、または有事の際には、本人の申請ができない場合も想定されるので、そのような場合でも特別な場合であれば、申請によらず、減免できるような規定に変えたいというものでございます。こちらはあくまでも原則、保険料の減免というのは、申請に基づいて行うものであるのですけれども、特に必要と市長が認めたときだけが、本人の申請がなくても減免できる、というような改正をしたいというものでございます。説明が長くなりましたが、事務局からは以上でございます。

橋本 会長… 諮問に基づいて議題1の御説明をいただいたところでありますが、複雑なので、さっと頭に入りにくいことではあるかとは思いますが、減税のこと、それから介護保険料にそれをどうはね返らせるか、そして、利用者の被保険者の方にマイナスというか不利益にならないようなことで考えて、それは市の方で段取りをしておきたいというような内容でございます。どうぞ皆さん、御質問があったらお受けしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

岡部 委員… 岡部です。改正の内容のところ「この度の特例減免に限らず、有事の際等、本人による個別申請ができないケースにも踏まえた改正」となっていますけれども、ここでいう有事の際というのは、どこまで含まれるのでしょうか。私達が認識している例えば戦争や大規模災害などは含まれるとして、例えばビジネスリスクの観点からシステムダウンであったり、個人情報漏洩であったり、そういったところも入るかと思いますが、事務局としてはその辺はどのような範囲までを、有事の際と認識しているのか、教えていただけますか。

荒田 課長… 事務局でございます。想定しているのは、大災害、大きな災害などで申請ができない場合、または、災害以外にも、あまりないとは思いますが、紛争等も考えております。ただ、それに限らず申請が難しいような場合に、減免が必要な事態が発生した場合は、市長の方で判断して、減免ができるという規定にするというものでございます。

橋本 会長… その他よろしいでしょうか。これは、政策判断ということよりも、不利益にならない形での対応ということで、国からの指導に沿ったものです。御了解いただけますでしょうか。ありがとうございました。それでは、議案の1については御説明いただいて御承認をいただいたということにしたいと存じます。

それでは、こちらは諮問でございますので、答申をするということになりますので、事務局より答申案を配布します。

(事務局、答申案を配布)

御手元に行き渡りましたでしょうか。今の内容をまとめた答申(案)ということでございます。答申をこのように本委員会からさせていただきたいと存じます。それでは「案」という文言を削除して、これを

答申にさせていただきたいと存じます。ありがとうございました。

② 令和7年度国分寺市介護保険運営協議会活動報告書（案）について

橋本 会長… 次に議題の2番目でございます。令和7年度の国分寺市介護保険運営協議会の活動報告書案について、ということで御説明いただきたいと思います。

計画・事業推進係 中濱… 令和8年度国分寺市介護保険運営協議会活動報告書（案）について、御説明いたします。

資料3を御覧ください。はじめに資料の訂正がございます。

3ページ下から3行目、調査期間の2行目の期間につきまして、令和8年3月10日から4月10日までとなっております。お手数ではございますが、こちら一か所、訂正をお願いいたします。

2ページを御覧ください。こちらに活動総括を記載しております。今年度については、第9期計画の2年目にあたることから、第10期介護保険事業計画の策定に向けて実施した各種基礎調査の内容を中心に御協議いただきました。そのほかの報告内容は以下に記載のとおりです。

続きまして、3ページを御覧ください。主な協議事項と報告事項は3点ございます。1点目が第9期介護保険事業計画の進捗管理等について、2点目が各種基礎調査について、3点目が地域密着型サービスの指定等の確認についてです。

2点目の各種基礎調査については、各種基礎調査の概要として、調査の種類及び対象者、郵送とインターネットを用いた回答方法は前回調査と変更がないことを御説明いたしました。今回行った各種基礎調査については、3ページに一覧表を掲載しており、表右端の「配布数」は配布想定数です。実際の送付数は、この数字からお亡くなりになられた方、市外へ転出された方等を除きまして、若干減少しております。正確な配布数は、次回令和8年度第1回の資料としてお配りします際に御確認いただきます。

各種基礎調査の調査項目については、第3回協議会で御意見をいただきました。

4ページを御覧ください。国が示している調査票との関係については、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」は国から示された調査票を基本とし、市独自の設問を追加する形で調査を実施すること、集計結果については国のシステムにデータを入力し、全国のデータとの比較・分析を行うことを御説明いたしました。また、新たに実施することとした在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査を介護保険事業者調査等に組み込むことを御説明いたしました。協議会でいただいた主な御意見については、4ページに一覧を掲載しておりますので御確認ください。

5ページから7ページには、市から協議会への諮問事項を掲載いたします。7ページについては、本日の資料1の諮問書を掲載いたしまして、令和8年度第1回運営協議会にてお配りします。

8ページは、本日の協議会にて答申いただき、先ほど配布いたしました答申書を追加します。

9ページから12ページまでは、協議会の各回の活動概要となります。なお、12ページの第5回、本日の協議内容等は空欄になっておりますが、本日の協議を踏まえて追記し、令和8年度第1回の協議会にて御確認いただきます。

13 ページ以降については資料編で、委員名簿、介護保険条例の抜粋、各回の配布資料の一覧となっております。

簡単ではございますが、説明は以上となります。

なお、協議会后に不足事項等を追記し、正副会長に御確認をいただきます。委員の皆様へは、令和8年度第1回運営協議会にて御報告し、御確認いただきます。活動報告書（案）についてこちらの内容でよろしいか、御審議のほどよろしくお願いたします。

橋本 会長… 今年度の活動のまとめでございます。何か御質問や疑義等ございますでしょうか。大変熱心に御論議いただけて、御意見をたくさんいただけたこと私としても大変うれしく思いますし、大変良かったというふうに思っています。こちらで御承認をいただけますでしょうか。それでは本今年度の活動報告書で承認をさせていただきたいと存じます。

③ 令和8年度国分寺市介護保険運営協議会活動計画書（案）について

橋本 会長… それでは続いて3番目、令和8年度の国分寺市介護保険運営協議会活動計画書案についてということで御説明よろしくお願いたします。

計画・事業推進係 中濱… 令和8年度国分寺市介護保険運営協議会活動計画書（案）について御説明いたします。資料4をご覧ください。

1ページには主な活動内容を記載しており、まず（1）の「第9期介護保険事業計画の進捗管理等について」は今年度と同様となります。なお、令和8年度は、第9期計画の3年目、最終年度に当たります。

（2）の「第10期介護保険事業計画の策定に関することについて」は、令和7年度に行った各種基礎調査の結果から市の現状を把握し、主に介護保険事業に関わる傾向や課題を整理します。また、主として介護保険サービス量の見込み、介護保険料の設定、介護保険事業の円滑な運営に向けた施策等について扱い、高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画の一体的な策定に向けた協議をしていただきます。（3）については今年度と同様になります。

2ページは、主な議題及び報告事項です。一番上に令和8年度に扱う議題、真ん中に参考として過去3年分の議題を、一番下に令和8年度の主な報告事項を記載しております。

3ページがスケジュールになっております。令和8年度の協議会は6回開催し、日程は記載のとおりとなります。

簡単ではございますが、説明は以上となります。活動計画書（案）について、こちらの内容でよろしいか、御審議のほどよろしくお願いたします。

橋本 会長… 来年度は現在の計画の最終年度になるわけでありまして。そしてまた次の第10期の計画を作成、これは計画の策定検討委員会で作成しますが、介護保険運営協議会としてもそこに御意見等も述べさせていただくこととなります。このような計画でございますが、何か御意見いただけますでしょうか。お気づきの点や御意見、御質問ありますか。

岡部 委員… 1つ戻るのですけれども、運営協議会活動報告書（案）16ページ、3の令和7年国分寺市介護保険運営協議会資料の第2回は、令和6年度ではなく令和7年度でしょうか。

計画・事業推進係 中濱… 大変失礼いたしました。正しくは令和7年度ですので、変更します。

橋本 会長… その他いかがでしょう。介護保険運営に係る情報としまして、御承知のように介護保険事業者の経営が非常に厳しいということで、介護報酬の改定が来年度6月にあると言われております。それについては国から発出

されるものでありますけれども、そんなことも頭に置いていただけたらいいかと思います。なにか、その他お気づきの点や、これを追記したほうがいいのではないかというようなことはございますでしょうか。

それと私が思いますのは、やはり介護人材の関連で、経営のこと、人材のことが心配です。この委員会ですることは限りがありますが、そのようなことも頭に入れておきたいと思っております。

それではこのような計画で、来年度も委員会を進めさせていただくということで御了解いただけますでしょうか。ありがとうございました。

3 報告

① 隣接市の地域密着型サービス事業所の指定について

橋本 会長… それでは引き続き報告事項一番、隣接市の地域密着型サービス事業所の指定についてということで御説明をお願いいたします。

木田 係長… 事務局でございます。報告事項の1番目、隣接市の地域密着型サービス事業所の指定についてということで御報告いたします。資料5を御覧ください。

資料5につきましては、国立市のリハビリフィットネスゆずりは国立、それから府中市のシルバーエイジクラブ白樺の2事業所について国分寺市民の方が、市外の地域密着型サービスを利用するために必要な指定の手続きをとらせていただいた案件でございます。説明を省略させていただきます。以上でございます。

橋本 会長… 国分寺の被保険者の方が、国分寺市以外の介護保険事業所を利用するということの承認でございます。御了解いただけますでしょうか。御報告でありますので承認させていただきます。ありがとうございました。

② その他

橋本 会長… 予定の議案等を確認し、終了いたしました。本日足元が悪い中、御参集いただきましてありがとうございました。

計画・事業推進係 中濱… 事務連絡のため省略

橋本 会長… それではこれで解散とします。ありがとうございました。

4 閉会